

Ⅱ. 許可の要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の国土交通省令に定める基準に適合する者であること
 - (1) 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし、適切な経営能力を有すること。
 - (2) 適切な社会保険に加入していること。
- ② 営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ① 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。(7. 欠格要件を参照)

2. 常勤役員等の体制について

建設業者の事業の持続可能性の観点から、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、常勤役員等の体制が一定の条件を満たすものとして、①又は②のいずれかの者を置くことが必要です。

- ①常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること
 - a. 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - b. 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)にある者として経營業務を管理した経験を有する者
 - c. 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

【常勤役員等とは】

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

【建設業に関しとは】

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

【経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは】

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

【経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を管理した経験とは】

～執行役員等としての経営管理経験～

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

【経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験とは】

経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

②常勤役員等のうち一人が(a)又は(b)のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

- a. 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- b. 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。

(例:a. 取締役2年、執行役員3年の経験(いずれも建設業に関する経験))

(例:b. 取締役3年(建設業以外)、取締役2年(建設業に関する経験))

- c1. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- c2. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- c3. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の業務運営の経験を有する者

【財務管理の業務経験とは】

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。

【労務管理の業務経験とは】

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

【業務運営の経験とは】

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。

(注)財務管理、労務管理、業務運営の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

【直接に補佐するとは】

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

【複数の業務経験を有する場合の取扱いについて】

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。

【役員等次ぐ職制上の地位にある者とは】

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

3. 適切な社会保険に加入していることについて

建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険に加入していない場合は、許可を受けることができません。そのため、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所(法第3条に規定する営業所)について、関係法令に規定する届書を提出していることが必要です。

健康保険

健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出していること。

厚生年金保険

厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出していること。

雇用保険

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出していること。

④ 「営業所」は法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。

4. 専任技術者

(1) 専任技術者の配置

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後に、専任技術者が退職等により後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなる場合があります。(法第29条第1項第1号)

「専任」とは・・・

その営業所に常勤(テレワーク※を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業所の専任技術者については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者 など

※テレワークとは、営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいいます。

④ 「営業所における専任技術者」は、工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできません。

特例として、営業所における専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼務するためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ① 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事(請負金額が4,000万円(建築一式工事は、8,000万円)以上)でないこと。

(2) 専任技術者の資格要件

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者の資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の専任技術者の資格要件 (①～③)のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等(注1)を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験(注2)を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学又は高等専門学校の指定学科(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専門学校の指定学科を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称するもの(注4) ・高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者(注5) ・旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>① 一定の国家資格等(注1)を有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注7)あるものについて、2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を有する者【指定建設業(注8)を除く】</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者(注9)

(注1) 営業所専任技術者となり得る国家資格者等については、別紙の「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」を参照下さい。

(注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)

(注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。別紙の「国土交通省令で定める学科」を参照下さい。

(注4) 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定するものを指します。

(注5) 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」については、別紙の「複数業種に係る実務経験」を参照下さい。

(注6) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省建設業課にお問い合わせ下さい。

(注7) 以下についても、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

(注8) 指定建設業とは次のとおりです。(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種)

(注9) この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであるため、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

5. 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、個人である場合においては、その者又は一定の使用人が請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

● 「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。

● 「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

【誠実性を満たさない者の例】

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

6. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

既存の企業にあつては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあつては、創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること。 ①自己資本の額が500万円以上であること。 ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること。 ③許可申請直前の過去5年間、建設業の許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	次のすべてに該当すること。 ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ②流動比率が75%以上であること。 ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

- 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- 「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等を得られることをいう。
- 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
- 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。
- 「資本金」とは、法人にあつては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあつては、期首資本金をいう。
- 法的な措置を講ずる等により経営再建中の建設業者が、特定建設業の許可の更新を行おうとする場合の取扱いについては、「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて（平成12年建設省経建発第111号）」を参照のこと。

7. 欠格要件

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 以下のいずれかの事項に該当する場合（役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む）

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（更新の場合は適用しない）
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律
- ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段（同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）
- ・宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条